



空き家対策講座

主催：吉田公民館・広丘公民館
塩尻市建築住宅課

相続登記を学ぼう

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。



日時 12月6日(土) 10:00~13:00

会場 吉田地区センター 多目的ホール

講師 上條司法書士事務所 上條 孝幸 様

参加費 無料 申込締切 11月28日(金)

第1部 10:00~11:00 講座
相続登記の義務化って？

第2部 11:00~13:00
相続登記個別相談会

※要予約(1組15分以内)
※先着10組

相続登記義務化のポイント

- ① 相続で不動産を取得した人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。
- ② 令和6年4月1日より前に相続で不動産を取得した人は、令和9年3月31日までに相続登記の申請を行う必要があります。
- ③ 期間内に申請しなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

第1部

お申込み

お問合せ

▼吉田地区センター内支所窓口、電話、メール、FAX、右のコードからお申込みください。

電話:86-8611 FAX:86-8830

メール:yoshida@city.shiojiri.lg.jp



第2部

相続登記個別相談会 相談予約表 ※メール、FAX 可

氏名	
住所	
連絡先	
相談したい内容	



しめ縄講習会



- ★ 毎年恒例のしめ縄講習会を開催します。
- ★ 自分で作った「しめ縄」を飾ってみませんか？
- ★ 親子での参加もお待ちしています。

日時 12月14日(日) 午後1時00分～3時30分

会場 吉田地区センター 多目的ホール

講師 塩原 孝寿 さん

定員 25名

参加費 無料

申込締切 12月5日(金)

コードでの
申込みはこちら



お申込み・お問合せ

吉田公民館

電話：86-8611

メール：yoshida@city.shiojiri.lg.jp

・氏名 ・住所 ・電話番号 をお伝えください。

裏面
あり

